平成２２年（フ）第１９５号
函館市亀田港町13番９号
債務者　田代　政昭
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９７号
函館市大川町１番85―404号
債務者　熊谷　泰子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
函館市湯浜町４番３―105号
債務者　渡邊　智子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
函館市湯浜町14番２―715号
債務者　山内　初義
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０１号
函館市深堀町32番３―402号
債務者　佐藤　理恵
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
和歌山県田辺市あけぼの21番７号
債務者　大和工務店こと　越野　大輔
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第８７０号
宮崎県延岡市石田町4446番地８
破産者　一心工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３０８号
釧路市緑ケ岡２丁目12番７号
破産者　岩堀　秀俊
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４７号
岩手県遠野市小友町47地割60番地２
破産者　佐々木ケサ子
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２３９号
奈良県桜井市川合251―４ルヴァン桜井401号、開始決定時の住所奈良県大和高田市神楽３丁目１番３―711号
破産者　岸本　重二
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１号
青森県上北郡七戸町字貝ノ口164番地18
破産者　倉岡　圭子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６１号
仙台市青葉区堤町１丁目９番５号　グリーンハイツ106
破産者　飯田慶之進
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２８６号
秋田市御野場新町１丁目15番22号
破産者　伊藤正太郎
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７６号
秋田市新屋豊町19番８号　Ｃ―111
破産者　三井　信弘
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８７号
山形市東山形１丁目13番14号
破産者　庄司　一郎
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８８号
山形市東山形１丁目13番14号
破産者　庄司美砂子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第２６４号
福島県郡山市富久山町久保田字山王舘11番地の２　コーポサカイＢ棟
破産者　梅原　　強
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第２６８号
福島県郡山市安積町荒井字撫子28番地の１、破産手続開始決定時の住所福島県安達郡大玉村玉井字西庵128番地１
破産者　押山　晃清
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係